

環廃対発第 060421004 号
平成 18 年 4 月 21 日

一部改正（最終改正）
環循適発第 19032912 号
平成 31 年 3 月 29 日

各都道府県浄化槽行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室長

浄化槽設置整備事業実施要綱の取扱いについて

浄化槽設置整備事業実施要綱の取扱いについては、平成 28 年 10 月 12 日付け環廃対発第 1610124 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知により一部改正されたところであるが、今般、同実施要綱の大幅な見直しを行うことから、現実施要綱の取扱いを下記により改めることとしたので、貴管内市町村（一部事務組合を含む。）に周知徹底されるようお願いします。

記

- 1．実施要綱第 3 の（ 1 ）のイに規定する「当分の間」とは、原則として 7 年以上であること。
- 2．実施要綱第 3 の（ 2 ）に規定する「別に定める要件」とは、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率 90%以上、放流水の BOD が 20mg/（日間平均値）以下の機能を有するとともに、平成 4 年 10 月 30 日付け衛浄第 34 号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知に定める「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」が適用される浄化槽にあっては、同指針に適合するものであること。
- 3．実施要綱第 3 の（ 3 ）に規定する「既設の浄化槽の改築」とは、災害に伴い必要となった浄化槽を改築する場合に限る。
- 4．実施要綱第 3 の（ 6 ）のアに規定する「別に定める要件」とは、放流水の総窒素濃度が 20mg / 以下又は総燐濃度 1mg / 以下の機能を有するものであること。
- 5．実施要綱第 3 の（ 6 ）のイに規定する「別に定める要件」とは、放流水の総窒素濃度が 20mg / 以下及び総燐濃度 1mg / 以下の機能を有するものであること。
- 6．実施要綱第 3 の（ 6 ）のウに規定する「別に定める要件」とは、BOD 除去率 97%以上、

放流水の BOD 5 mg / (日間平均値) 以下の能力を有するものであること。

7. 実施要綱第 3 の (6) のアに規定する「窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽の設置を行う者に対し助成を行う事業」とは、市町村の交付要綱において、高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽の設置に対する助成規定を定めて、助成を行う事業であること。
8. 実施要綱第 3 の (6) のイに規定する「窒素及び磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽の設置を行う者に対し助成を行う事業」とは、市町村の交付要綱において、高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽の設置に対する助成規定を定めて、助成を行う事業であること。
9. 実施要綱第 3 の (6) のウに規定する「BOD 除去能力に関する高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽の設置を行う者に対し助成を行う事業」とは、市町村の交付要綱において、高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽の設置に対する助成規定を定めて助成を行う事業であること。
10. 実施要綱第 3 の (7) に規定する「環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業」又は実施要綱第 3 の (8) に規定する「防災拠点単独処理浄化槽集中転換事業」を実施する市町村は、原則として年度開始前若しくは事業着手の 1 ヶ月前までに別紙様式 1 又は別紙様式 3 により事業計画書を、実績報告時に別紙様式 2 又は別紙様式 4 により事業報告書を都道府県を通じて当職あて提出するものであること。
11. 実施要綱 3 の (7) に規定する「上記 (5) 又は (6) の要件に合致する場合には、その内容に基づく整備を実施したものとして取り扱うものとする」場合、事業実績報告書において交付限度額を変更の上、報告するものであること。
12. 実施要綱第 3 の (7) に規定する「別に定める要件」とは、浄化槽の消費電力が表 1 の消費電力基準以下であり、かつ地域計画の (年度毎) 事業計画額のうち 6 割以上が単独処理浄化槽・くみ取り槽からの転換であること。平成 28 年 4 月に発生した熊本地震からの復旧・復興に資する計画において設置する浄化槽についても、この要件 (浄化槽の消費電力が表 1 の消費電力基準以下) を原則とする。なお、平成 28 年 4 月に発生した熊本地震からの復旧・復興に資する計画とは、被災浄化槽のつけ替え、又は被災住宅の再建に伴う浄化槽とし、既に設置済みの浄化槽を計画に含める場合には、予め環境省と協議を行うものとする。

表 1 消費電力基準 (通常型、BOD10mg/L 以下、りん除去型)

人槽〔人〕	消費電力 (通常型)	消費電力 (BOD10mg/L 以下)	消費電力 (りん除去型)
5	39	53	83
7	55	75	90
n(10 人槽以上)	n×7.5	n×10.2	n×15.7